

公立学校情報機器整備事業に係る整備活用計画

令和7年3月

和歌山県東牟婁郡太地町教育委員会

(様式1)

【和歌山県東牟婁郡太地町】

端末整備・更新計画

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
① 児童生徒数	137	131	130	128	132
② 予備機を含む 整備上限台数	157	150	0	0	1
③ 整備台数 (予備機除く)	0	131	0	0	0
④ ③のうち 基金事業によるもの	0	131	0	0	0
⑤ 累積更新率	0%	100%	100.7%	102.3%	99.2%
⑥ 予備機整備台数	0	19	0	0	0
⑦ ⑥のうち 基金事業によるもの	0	19	0	0	0
⑧ 予備機整備率	0%	15%	15%	17%	13%

※①～⑧は未到来年度等にあつては推定値を記入する

(端末の整備・更新計画の考え方)

(更新対象端末のリユース、リサイクル、処分について)

○対象台数：150台

○処分方法

- ・使用済端末を公共施設や福祉施設など地域で再利用 : 20台
- ・小型家電リサイクル法の認定事業者へ再使用・再資源化を委託 : 130台
- ・資源有効利用促進法の製造事業者へ再使用・再資源化を委託 : 0台
- ・その他 () : 0台

○端末のデータの消去方法 ※いずれかに○を付ける。

- ・自治体の職員が行う
- ・処分事業者へ委託する (○)

○スケジュール (予定)

令和7年7月 処分事業者 選定

令和8年2月 使用済端末の事業者への引き渡し

令和8年3月 新規購入端末の使用開始

○その他特記事項

(様式2)

【和歌山県東牟婁郡太地町】
ネットワーク整備計画

1. 必要なネットワーク速度が確保できている学校数、総学校数に占める割合 (%)

校種	学校数	必要なネットワーク速度が確保できている学校数	学校数に占める割合
小学校	1	1	100%
中学校	1	1	100%

2. 必要なネットワーク速度の確保に向けたスケジュール

(1) ネットワークアセスメントによる課題特定のスケジュール

教育委員会で各学校のネットワークに関するヒアリング、通信速度測定等を行っている。現状、児童生徒数が少ないこともあり、通信遅延等とトラブルは発生していない。今後、取扱うデータが大きくなることで、トラブルが発生する可能性がある。その際、大容量通信ネットワーク回線への切り替えも検討していく。

(2) ネットワークアセスメントを踏まえた改善スケジュール

今後、ネットワークに関する課題が発生した場合には、解決方法等を速やかに決定する。

(3) ネットワークアセスメントの実施等により、既に解決すべき課題が明らかになっている場合には、当該課題の解決の方法と実施スケジュール

上記(2)のとおり。

(様式3)

【和歌山県東牟婁郡太地町】

校務DX計画

1. ペーパーレス化の推進

1人1台端末導入後は、学習eポータル等を活用しデジタル化を進めてきました。さらに、教職員間の情報共有、職員会議の資料、連絡をオンラインで行うことにより、学校内のペーパーレス化も進めてきました。

また、教育委員会との連絡でFAXが依然として利用されていることから、学校との公文書の電子化を推進し、FAXを段階的に廃止します。また、押印が不要になった書類について周知徹底します。

2. 校務支援システムの導入

令和7年度より校務支援システムを導入し、教職員の業務負担軽減を図ります。

3. クラウドサービスの活用

太地町では、近隣の新宮市、那智勝浦町、串本町、古座川町、北山村と新宮・東牟婁圏域で教職員、児童生徒のアカウント等管理を実施しており、児童生徒や教職員が圏域内で異動した際は、アカウントを引き続き使用することができ、異動後もスムーズに行うことができます。

圏域教職員間の情報共有、近隣市町村との合同研修資料配布、保護者へのアンケート調査等のクラウドサービスを活用し、教職員の業務の効率化を図ります。

(様式4)

【和歌山県東牟婁郡太地町】

1人1台端末の利活用に係る計画

1. 1人1台端末を始めとするICT環境によって実現を目指す学びの姿

教育委員会・教職員が様々なツール、アプリケーションに触れ、学級、グループ、児童生徒ひとり一人に効果的な学習手段を検討してきました。これまでの経験を生かして、今後より発展的な学びを児童生徒に提供できるようにします。

2. GIGA第1期の総括

一人一台端末が配備され、授業での端末を活用することが日常となりました。コロナ禍において物理的な距離を保ちながら授業をすることを余儀なくされたこともあり、端末の活用が活発となりました。また、学年閉鎖・学校閉鎖などで自宅待機期間においても、オンラインでの児童生徒の様子を確認、授業等を実施できるように努めました。中学校では、放課後に学習タイムという時間を作り、端末の学習ドリルを使用して、生徒ひとり一人にあった学習を実施している。また、生徒同士でわからない問題を指導し合っている。

今後、授業内での端末活用方法について、近隣市町村教職員間での情報共有、交流を行い、児童生徒ひとり一人にあった授業づくりに取り組んでいきます。

3. 1人1台端末の利活用方策

(1) 端末の活用

教職員がICT活用についての理解を深め、積極的に授業で活用できるように研修を実施し、全国の授業実施事例などの情報提供を教職員等に行います。

また、デジタルドリル等を活用し、端末の家庭への持ち帰りを日常化することを目指し、学校内や家庭学習で活用します。

児童生徒ひとり一人が適切に判断し行動できる力を身につけるためには、学校内だけでなく家庭の協力も不可欠となります。児童生徒だけではなく、教職員、保護者に対し、情報モラルについて周知啓発を徹底いたします。

特別支援や不登校、日本語教育など、様々な困難を抱える児童生徒に対する支援として、ICTを活用します。

(2) 関係機関との連携

上記のとおり、積極的に授業で活用できるような研修・授業実施事例の紹介などを行い教職員の指導力の育成に努めます。また、近隣市町村の教職員との情報交換の場を積極的に作り、教職員の授業づくりに寄与できるようにします。

和歌山県市町村教育情報化推進協議会で、OSごとの市町村教育委員会の担当で構成されているので、各市町村の好事例の紹介や各種アプリケーションの情報交換などを行い、小中学校で活用できる情報収集に努めます。